服務管理の不備及び通勤手当の誤り

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th></tr>
<tr><td>大冠高等学校</td><td>
疾病等により30日以上休業又は休職していた職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。
<table>
<tr><th>職員</th><th>休業期間</th></tr>
<tr><td>A</td><td>令和５年４月11日から同年５月30日まで（50日間）</td></tr>
</table>
また、通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものがあった。
<table>
<tr><th>職員</th><th>支給対象期間</th><th>既支給額</th><th>正規支給額</th><th>戻入すべき額</th></tr>
<tr><td>A</td><td>令和５年４月から
同年９月まで</td><td>76,542円</td><td>63,785円</td><td>12,757円</td></tr>
</table>
</td><td>
検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】
（病者の報告等）
第31条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第４号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。

【職員の通勤手当に関する規則】
第20条　（中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）
</td></tr>
<tr><th colspan="3">措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">
病者報告については、監査受検後、総括安全衛生管理者あて報告した。検出事項の原因は担当者の認識不足にある。
再発防止に向けて、関係職員に対し、服務に係る手続を適切に行うよう周知を図った。
今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行う。

過誤払となっていた通勤手当については、速やかに戻入を行い、当該職員からの納入を確認した。
検出事項の原因は、担当者が精算事務を失念していたことと、その後のチェック体制が脆弱であったことによる。
再発防止に向け、休暇等の取得状況を共有するとともに、事前、事後確認（出勤簿の確認）の徹底を図るなどチェック体制を強化し、適正な認定業務に努める。
今後は、条例等に基づき、適正な事務処理を行う。
</td></tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月22日）